

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
全体	小平市の「軸」		・三鷹の「協働」、ニセコの「情報」のように小平の軸となるものを立てて条例を組み立てるべき。
	条例は憲法の枠を超えられるのか	・条例は憲法の枠を <u>超えられる</u> 。	・日本国という国があって自治体があるのではなく、自治体があって国があると考えられる。 ・したがって、（国で定めた憲法だからといって）自治体が自らを縛る必要はないのではないか。
		・条例は憲法の枠を <u>超えるべきでない</u> 。	・憲法の規定に自治体と国で上下関係はない。基本的な条項は守らなければならない。 ・憲法は世界に誇れるすばらしいものである。
<b>■市長</b> (①市長の責務 ～ ②市長の設置 ～ ③市長の信託 ～ ④市長の権限)	前提	・市長のアイデンティティを責務に示すべき。	・「何のために市長があるのか」という視点で市長の責務を考えるべき。 ・また、目指すべき小平市を実現する役割を果たすのが市長である。
		・市長は市政を司る「人」、執行機関は市政を執行する「組織」と考えて整理すべき。	
	「市長の理念」と「民意の反映」	・市長の責務「市長の理念」と「民意の反映」の相反する2つの責務をもつ。 ・この2つの関係の整理がポイントになりそうだ。	

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
	執行機関の最高責任者	・執行機関の最終責任者として、その中で自分の政策実現も目指してほしい。	・具体的な政策の実現が市長の最終的な役割ではないか。
	マニフェスト	・市長就任時のマニフェストの提示と就任後の実行・評価を位置付ける。	・マニフェストは市民が選挙で市長を選ぶ際の選択基準になるのではないか。
		・マニフェストは条例に位置付けるべきでない。	・マニフェストは市長が自分の考えを示すものである。市長が変われば政策も変わるのでは困る。
			・マニフェストは製作運営を先にメニューだしする選挙の道具であり（今の流行でもある）、マニフェストを使う使わないはその人の自由である。 ・そのマニフェストに大きな意味を付与すべきなのか？
			・市長就任前後でマニフェストとは大きく変わったり、実現困難なものも出てきたりする可能性がある。
			・マニフェストは何を市民のために仕事をするか掲げるものである。それを自分の権利として押し通すようなことがあれば、それは問題である。
	・マニフェストでは「何をするか」ではなく、「どう実現するか」をきめるものではないか。		

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
			<p>(事務局コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現職市長はマニフェストの進捗ばかりを目指しているわけではない。政策の中のひとつとして実現を目指している。</li> <li>・実際行政運営との同一化は難しい。</li> <li>・マニフェストは当選後の政策実現の1つの手法になるのではないかと思う。</li> </ul>
	タウンマネージャー（行政経営者）としての責務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「最小の経費で最大の効果」を目指してほしい。</li> <li>・行政経営者としての視点をもって行政運営をしてほしい。</li> </ul>
	憲法及び法令上の位置づけ（特に憲法99条憲法尊重擁護の義務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法及び法令上で規定されている市長の責務も条例に「書くべき」。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的な住民主体をこの条例で実現するためにも憲法を守るという内容を条例に入れてほしい。</li> <li>・日本国民は憲法を守る義務がある。この前提を忘れないでほしい。</li> <li>・特に市長は法律を市民に守らせる役割がある。</li> <li>・市民の意識を向上させるため、憲法99条を守る事を条例規定すべき。</li> <li>・直接民主主義である以上、市長には市民の気持ちを委託していることを前提に職務を果たしてほしい。</li> </ul>

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法治国家であれば市政は法の中で運用すべき。</li> <li>・選挙で選ばれた市長であれば違憲行為は失脚につながる。そのためには法を理解することが前提だ。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法及び法令上で規定されている市長の責務は条例に「書かなくてよい」。</li> <li>→代わりに「市長の使命」を書く（例三鷹市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令と同じ内容は当然のことであり、条例にダブって書く必要はないのでは。</li> <li>・1～2条程度でよいので市長の使命といった市独自の考え方を書けばよいのでは。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法99条の重要さはわかるが（守ることは）当然のこと。</li> <li>・99条を入れるのであれば憲法の他の重要な条項も入れなければならなくなる。</li> </ul>
	市民の権利を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の権利・主張を守り、市民に目を向けた市長であってほしい。</li> </ul>	
	政策達成度の評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針と達成状況の評価・公表は市長の仕事として当然あるべきこと。</li> </ul>
	説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の説明責任を義務付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市の自治条例には、参加と情報共有は入れてほしい。市長であれば「説明責任」が必要。</li> </ul>

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
■行政運営全体 (⑤誠実・効率的な行政執行 ～ ⑥総合的・効率的な市政執行 ～ ⑦市民福祉・市民満足度の向上 ～ ⑧まちづくりの推進 ～ ⑨自治の発展 ～ ⑩条例の遵守・理念の実現)	能率的かつ民主的な自治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法にも規定されている「能率的かつ民主的な自治」を位置付ける。</li> <li>・コストばかりにとらわれず、質を高める努力をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政を執行する上で能率的なことも民主的（市民主体）なことも忘れてはならない。</li> <li>・行政の中には福祉などの「命のサービス」がある。コストばかりに気をとられず質を維持することが重要だ。</li> </ul>
	P D C A（計画-実行-評価）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P D C Aサイクルの全ての段階で参加を位置付けてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主的な市政執行の担保になりそうだ。</li> <li>・合意形成過程が見えるようにすることが大事。（住民がどれくらい主体として関わったか）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標を入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主的な自治の価値の実現を目に見えるようにするため。</li> </ul>
	コストの <u>定量的な</u> 効果と公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストの効果を目に見えるようにするために、数値目標や指標などの「<u>定量的</u>」な評価・公開を位置付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能率的かつ民主的な自治の実現を目に見えるかたちにするために「定量的」であることにこだわりたい。</li> <li>・特に評価の実施期間を「半期・四半期・定期的」など、時期を明示して条例にハードルを設けることに意味があると思う。</li> <li>・策定過程で却下されてもいいから数値目標に対する意見があることを議会・市（行政）に示したい。</li> </ul>

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
		・ 数値目標を入れる（財政指標）	・ 予算の枠は決まっているが、この枠を議会で取り合いしている。 ・ 条例で財政指標をつけるなど目に見える予算配分を目指すべき。
		・ 数値目標を入れる（財政指標）（事務局コメント）	（事務局コメント） ・ 民間企業と違い自治体の収入は短期間で大きく変わるものではない。 ・ 行財政再構築プランで行政評価をはじめているが、今後は、事業ごとの評価の公表を目指して準備を進めている。
		・ 予算と連動した長期計画策定を位置付ける。	・ 長期計画は予算の裏づけがない。 ・ これは次世代への負担につながる。 ・ 予算と連動した計画にすべき。
	最小の経費で最大の効果	・ 「最小の経費で最大の効果」のバランスのとり方をどう取り入れるかが重要なポイント。	・ 効果を求める側は際限なく求めてくる。
		・ 効率性を求めながらも弱い人への配慮（命のサービスの維持）の視点は忘れてはいけない。	・ 命のサービスと効率性は対立するものと思われがちだが本来はそうではない。 ・ 命のサービスの質の向上を実現するために効率性をもとめるのではないか。
			・ コストパフォーマンスは市民満足度ではかるのがよいのではないか？
		・ 財政的な豊かさとは何かを考えるべき。（個人が豊か？大企業が豊か？）	・ 大企業だけでなく人・もの・金それぞれを確保することが重要ではないか。

第2部会 出された意見・ポイント 070525

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
		・市長の本来の責務は「市民が豊かであること」	・財政だけでなく他の政策の見直しも含めて実現を目指すべき。
		・今後の少子高齢化社会を迎える現実を頭居いれながら理念の実現をめざすべき。	
		・財政を増やす考え方を位置付けてはどうか？	・財政制度を自治法主体にすることについて議論を進める必要がある。
		・法定外目的税以外で税収を増やす方法を検討してはどうか。 (例：三鷹市のSOHO・ベンチャー支援)	
		・特区を活用して企業が小平で生き残れる方策を検討してはどうか。	
		・財務情報を含めて必要のない政策をチェックして中止する仕組みを追加すべきではないか。	
	国・都への働きかけ	・三鷹市の条例第36条のように国・都への働きかけを位置付けるべき。	・仕事は国や都から移ってきているが金銭はあまりまわってこないという地方分権の問題が発生している。
		・補助金・交付金の使い道をストレートにできるように条例に入れてはどうか。	
■次回6/2の進め方		今回の議論を引き続き進める。	
		各自メンバーが作ってきたメモ等を見ながら次回論点になりそうなポイントを考えてくる。	